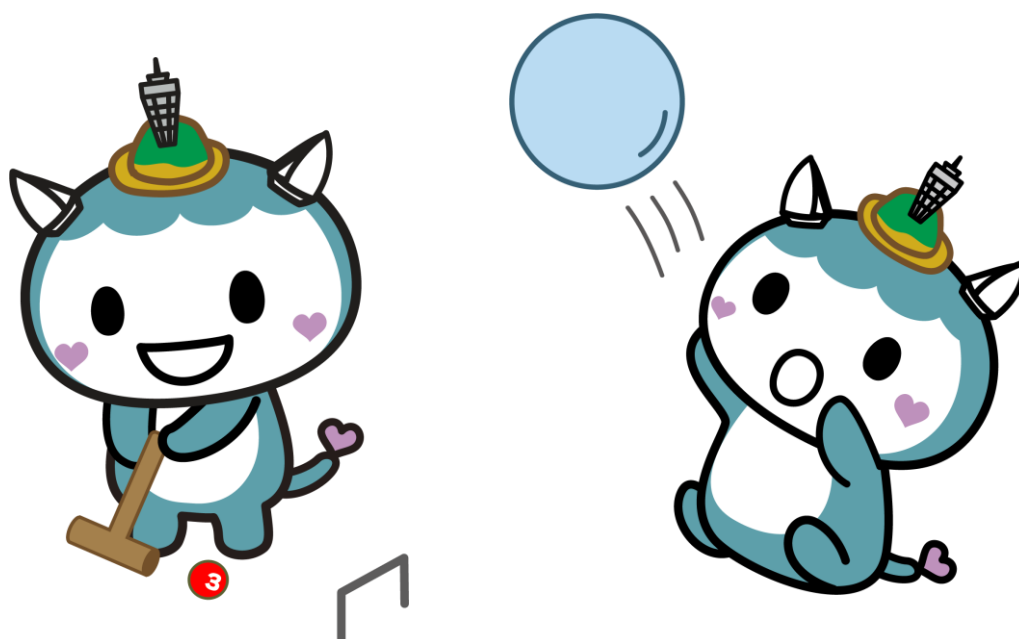


第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会

ねんりんピックかながわ2022

藤沢市実行委員会

第2回総会



日 時 2022年5月20日（金）午前11時から

場 所 藤沢市役所 本庁舎8階 8-1・2会議室

# ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会

## 第2回総会 次第

- 1 開 会
- 2 実行委員長あいさつ
- 3 報告事項
  - 第1号報告  
ねんりんピックかながわ2022 藤沢市  
実行委員会委員等の変更 2
  - 第2号報告  
運営委員会における審議決定事項 3
- 4 審議事項
  - 第1号議案  
令和3年度事業報告 42
  - 第2号議案  
令和3年度収支決算及び監査報告 48
  - 第3号議案  
令和4年度事業計画（案） 50
  - 第4号議案  
令和4年度年度収支予算 52
  - 第5号議案  
ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催種目交流大会  
令和4年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱（案） 53
- 5 閉 会

## ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市 実行委員会委員等の変更

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会会則第4条、第5条及び第7条第1項ただし書の規定に基づく委員等の変更があったため、次のとおり報告する。

### 【実行委員】

(敬称略)

組織名称	役職	新任者	前任者
東日本旅客鉄道株式会社 藤沢駅	駅長	中村 圭	上野 一廣
藤沢市総務部	部長	中山 良平	林 宏和
藤沢市生涯学習部	部長	板垣 朋彦	神原 勇人
藤沢市経済部	部長	饗庭 功	中山 良平

### 【監事】

(敬称略)

組織名称	役職	新任者	前任者
社会福祉法人藤沢市 社会福祉協議会	事務局長	村上 尚	伊原 敦

## 運営委員会における審議決定事項

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会会則第11条第6項の規定に基づき、次のとおり報告する。

### 1 第1回運営委員会

- (1)ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会事務局規程の制定(4～9ページ)
- (2)ねんりんピックかながわ2022藤沢市リハーサル大会実施計画(10ページ)
- (3)ねんりんピックかながわ2022藤沢市広報実施計画(11ページ)

### 2 第2回運営委員会

- (1)ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会実施計画(12、13ページ)
- (2)ねんりんピックかながわ2022藤沢市協賛取扱要綱(14～18ページ)

### 3 第3回運営委員会

- (1)ねんりんピックかながわ2022藤沢市交流大会おもてなし・観光PR実施計画(19ページ)
- (2)ねんりんピックかながわ2022藤沢市未病改善教室実施計画(20ページ)
- (3)ねんりんピックかながわ2022藤沢市開始式・表彰式等実施計画(21、22ページ)
- (4)ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会新型コロナウイルス感染症感染拡大防止計画(23ページ)
- (5)ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会おもてなしボランティア募集要綱(24～26ページ)
- (6)ねんりんピックかながわ2022藤沢市売店設置要綱(27～41ページ)

## 第1回運営委員会 第1号決議

### ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会事務局規程

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会会則（令和3年6月2日施行）（以下「会則」という。）第13条第2項の規定に基づき、ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 事務局

##### (設置)

第2条 事務局は、藤沢市生涯学習部に置く。

##### (所掌事務)

第3条 事務局の所掌する事務は、別表第1のとおりとする。

##### (職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、藤沢市生涯学習部生涯学習総務課長をもって充てる。

3 事務局次長は、藤沢市生涯学習部スポーツ推進課長をもって充てる。

4 事務局員は、藤沢市生涯学習部スポーツ推進課職員のうちからスポーツ推進課長が指名する者をもって充てる。

5 実行委員会は、前3項に掲げる者のほか、必要に応じ、事務局にその囑託をし、又は雇用した者（以下「囑託職員等」という。）を置くことができる。

##### (職務)

第5条 事務局長は、ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

4 囑託職員等は、事務局長、事務局次長及び事務局員の命を受け、特定又

は臨時の事務を処理する。

(服務)

第6条 職員（嘱託職員等を含む。）の服務については、藤沢市職員服務規程（昭和30年11月1日規程第7号）の例による。

### 第3章 決裁

(専決事項)

第7条 事務局長は、会長の権限に属する事務のうち、別表第2に掲げる事項を専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事務局長にあつては、藤沢市事務決裁規程（昭和63年3月31日訓令甲第5号）第3条に規定する課等の長の例により、専決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第8条 前条第1項及び第2項専決事項について事務局長が不在の時は事務局次長がその事務を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要と認められる事項については、代決してはならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合については、この限りでない。

### 第4章 文書及び公印

(文書)

第9条 文書には、「ねん藤実」の記号及び会計年度ごとの一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない

2 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の専決を受けるもの 局長

3 会則第17条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を藤沢市へ引き継ぐものとする。

4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、藤沢市行政文書取扱規程（平成4年3月17日藤沢市訓令甲第2号）の例による。

(公印)

第10条 事務局で使用する公印の名称、形状、寸法及び書体は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項に定める公印の管理は、事務局次長が行うものとする。

## 第5章 旅費

(旅費及び費用弁償)

第11条 事務局職員の旅費の額及びその支給方法については、藤沢市職員の旅費に関する条例(昭和56年9月22日条例第9号)の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、藤沢市職員の旅費に関する条例の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

## 第6章 財務及び会計

(予算)

第12条 事務局長は、会長の指示に基づき、会計年度毎に予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に変更を加える必要が生じた場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第14条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第15条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第16条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他財務に関する事項については、藤沢市財務規則(昭和39年4月1日規則第7号)の例による。

## 第7章 補則

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和3年6月4日から施行する。



別表第1（第3条関係）

組織	事務分掌
ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会事務局	1 総会及び運営委員会に関すること。 2 庶務に関すること。 3 事務局の組織及び予算、決算その他の財務に関すること。 4 広報活動に関すること。 5 スポーツ交流大会に関すること。 6 関係機関及び競技団体との連絡調整に関すること。 7 その他ねんりんピックかながわ2022に関すること。

別表第2（第7条関係）

事項	備考
(1) 申請、届出、通知、照会、回答および報告に関すること。	重要なものは会長の専決とする
(2) 嘱託職員等の任免に関すること。	
(3) 嘱託職員等の服務に関すること。	
(4) 事務の分担に関すること。	
(5) 出張命令に関すること。	
(6) 物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託等に関すること。	1件の設計金額が2,000万円未満のものに限る
(7) 前号以外の契約等に関すること。	軽易なものに限る
(8) 予算の流用に関すること。	1件の金額が200万円未満のものに限る
(9) 予備費の充当に関すること。	

別表第3（第10条関係）

公印の名称	形状	書体	大きさ	用途
ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会会長之印	正方形	れい書	24mm	会長名をもってする文書
ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会事務局長之印	正方形	れい書	24mm	事務局長名をもってする文書

## ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市リハーサル大会実施計画

### 1 目的

ねんりんピックかながわ 2022 の開催に備え、リハーサル大会を開催し、運営の習熟を目指すとともに、ねんりんピックかながわの周知を図るものとする。

### 2 リハーサル大会の実施内容

競技主管団体が実施する既存大会及び新規大会をリハーサル大会として実施する。

#### 【ゲートボール】

大会名: allかながわスポーツゲームズ神奈川県ゲートボール連合第12回市区町対抗ゲートボール大会兼ねんりんピックかながわ2022リハーサル大会

日 程: 令和3年11月25日(木)

会 場: 県立スポーツセンター

#### 【ソフトバレーボール】

大会名: ねんりんピックかながわ2022リハーサル大会

日 程: 令和3年12月19日(日)

会 場: 県立スポーツセンター

### 3 リハーサル大会の運営

リハーサル大会の準備及び運営は、実行委員会及び競技主管団体が行う。

### 4 健康づくり教室の実施

体組成、血管年齢、骨健康度、血圧測定、保健師による健康相談のリハーサルを実施する。

### 5 1年前イベントの実施

「スポーツまつりふじさわ」「ふじさわ元気バザール・セレクトマルシェ」において、ねんりんピックかながわ 2022 の藤沢市実行委員会1年前イベントを開催する。

## ねんりんピックかながわ2022 藤沢市広報実施計画

### 1 目的

ねんりんピックかながわ2022の開催を広く市民に周知し関心を高め、積極的な参加意識の高揚を図るとともに、大会開催の機運を盛り上げることで大会の成功をめざすものとする。

### 2 広報活動

#### (1) 印刷物等による広報

##### ① 広報誌等への掲載

藤沢市及び関係機関・団体等が発行する広報誌及び刊行物等に、大会をPRする記事等の掲載を積極的に行う。

##### ② ポスター、リーフレット等の作成

藤沢市で実施する交流大会等をPRするポスター、リーフレット等を効率的に作成し、配布する。

##### ③ 啓発用物品の作製

藤沢市で実施する交流大会等をPRするため、オリジナルの啓発用グッズを作製し、配布する。

#### (2) 工作物等による広報

のぼり旗、懸垂幕、横断幕等を作製し、効果的な場所に設置することにより、広く市民に周知PRを行う。

#### (3) インターネットによる情報発信

藤沢市ホームページ内にねんりんピック広報ページを作成し、大会情報を発信する。

#### (4) メディアによる広報

藤沢市広報シティプロモーション課及び藤沢記者クラブ等へ情報提供するとともに、新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関との緊密な連携を図り、取材への協力をを行う。

#### (5) イベント等による広報

市主催事業、関係機関・団体等が実施する各種イベントへの参加等、様々な機会を捉えて、効果的な広報PRを展開する。

### 3 記録

ねんりんピックかながわ大会関係諸行事及び交流大会の様子等を記録・保存する。

#### (1) 写真・データ等による記録、整理・保管

#### (2) 大会報告書の作成

## ねんりんピックかながわ2022 藤沢市 開催交流大会実施計画

### 1 目的

この実施計画は、ねんりんピックかながわ2022藤沢市基本計画に基づき、ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会(以下「交流大会」という。)について必要な事項を定める。

### 2 実施方法

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、競技主管団体及び関係団体と密接な連携を図り、交流大会を円滑かつ効果的に運営できるよう本計画を実施する。

### 3 大会運営

#### (1) 競技会運営の主管

競技会運営の主管は県競技団体とする。なお、市実行委員会と密接な連携のもと、円滑かつ効率的に行う。

#### (2) 競技会場

競技会場は、既存の施設を利用し、交流大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

#### (3) 競技役員等の編成

競技役員等の編成は、交流大会の規模や競技団体の実情等に応じたものとする。

#### (4) 競技用具の整備

ア 必要な競技用具は、原則として既存物品を活用する。

イ 既存物品が不足する場合は、借用での対応を基本とするが、新たに購入するときは、必要最低限とする。

#### (5) 競技記録

競技記録については、競技団体と緊密な連携のもとに、迅速かつ正確に記録を収集し、速報に努める。

#### (6) 式典

開始式、閉会式及び表彰式は、競技団体と協議の上、競技運営に支障のないように実施する。

### 4 未病改善教室

#### (1) 運営の主管

市実行委員会が実施主体となり、関係団体と協議して実施する。

## (2) 実施会場

未病改善教室は、交流大会会場に併設して行うこととし、交流大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

## (3) 内容

先催市の事例を参考に、選手、監督等参加者に効果的な内容とする。

## 5 広報，市民協働，歓迎装飾・おもてなし

### (1) 広報

交流大会の開催に対する市民の関心を高めるため、各種広報活動を展開する。

### (2) 市民協働

多くの市民の参画を得ながら、大会を盛り上げる活動を展開する。

### (3) 歓迎装飾・おもてなし

交流大会参加者等を温かく迎えるため、競技会場等に歓迎装飾を行うとともに、参加者や観客に対するおもてなしコーナーを設置する。

## 6 輸送交通

交流大会参加者等の輸送については、大会日程、指定宿泊施設への配宿状況、会場の道路交通事情等に応じて、バスによる計画輸送又は公共交通機関による輸送を行う。

## 7 医事，衛生，感染症対策

### (1) 医事

交流大会参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、関係機関・団体の協力を得て、必要な医療救護体制の整備に努める。

### (2) 衛生

交流大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、競技会場等の快適な環境づくりに努める。

### (3) 感染症対策

交流大会参加者等の感染症の発生及び拡大を防止するため、防疫体制の整備に努める。

## 8 警備，防災

### (1) 警備

交流大会会場における事件・事故を未然に防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、警備体制の確立を図る。

### (2) 防災

火災その他災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導等について万全を期すため、関係機関・団体等と密接な連携を図り、消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立を図る。

## ねんりんピックかながわ2022藤沢市協賛取扱要綱

### 1 趣旨

この要綱は、ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会（以下「交流大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 2 協賛の内容

この要綱において「協賛」とは、交流大会の趣旨に賛同する企業及び各種団体等（以下「協賛者」という。）が、ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）に対して行う交流大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他交流大会の運営に要する用具や市実行委員会が必要とする物品等（以下「協賛物品」という。）の提供及び貸与をいう。ただし、資金による協賛の申出があったときは、その資金を協賛物品を購入するための予算に充当し、受入れるものとする。

### 3 協賛の手続き

- (1) 協賛は、市実行委員会事務局において受入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛者の希望により協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品の搬入、据付、撤去等に要する費用は、協賛者の負担とする。
- (5) 資金による協賛は、原則として市実行委員会が指定する口座への振込とする。  
なお、振込手数料は協賛者の負担とする。

### 4 協賛として受入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受入れないものとする。

- (1) 交流大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。

- (3) 政治活動，宗教活動等に係るものであると認められるもの。
- (4) 個人の氏名を宣伝する恐れがあると認めるもの。
- (5) その他，市実行委員会が適当でないとして認めるもの。

## 5 協賛の表示

- (1) 協賛物品には，協賛者の希望により，協賛の表示を行うことができる。ただし，協賛物品に直接表示をすることが不適当な場合は，その他の方法により表示することができる。
- (2) 前号の協賛の表示は，表示方法，表示箇所，文字等の大きさ等について，市実行委員会と協議し，市実行委員会の承認を得て行うものとする。

## 6 協賛への謝意

協賛を受けたときは，別表の基準により協賛者に対し感謝状を贈呈することができる。また，必要に応じてホームページ及び大会報告書等にその旨を掲載することができる。

## 7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は，2022年9月末日までとする。ただし，受入れ状況に応じて受入期間を延長することができるものとする。



別表（第6項関係）

ねんりんピックかながわ2022 藤沢市開催交流大会協賛者に対する謝意実施基準

協賛物品の総額	感謝状等	対応方法	対応者
30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
30万円未満	礼状	持参	事務局長

（備考）

- 1 個人協賛は求めないこととするが、申出があった場合は上記の例へ準じる。
- 2 贈呈式については、協賛者の意向を確認のうえ実施する。
- 3 ホームページ及び大会報告書の掲載については、協賛者の意向を確認のうえ掲載する。
- 4 同一者から複数回にわたり協賛すると申出があった場合は、累積総額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。

様式第1号

協賛申込書

年 月 日

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会

会 長 鈴 木 恒 夫

(申込者)

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会の開催趣旨に賛同し、次のとおり協賛します。

協賛物品名	
仕様（規格，内容等）	
数量及び単価	
総額（相当額）	
協賛方法	提 供 ・ 貸 与
引き渡し希望年月日	年 月 日
協賛の周知	実行委員会ホームページへの掲載を 希望する・希望しない
協賛受領書	希望する ・ しない
備考	

様式第2号

協賛受領書

次のとおり協賛物品を受領しました。

協賛物品名	
数量及び単価	
総額（相当額）	
協賛方法	提供・貸与
備考	

年 月 日

様

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会  
会長 鈴木恒夫

## ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市 交流大会おもてなし・観光PR実施計画

### 1 目的

この実施計画は、ねんりんピックかながわ2022藤沢市基本計画及びねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会実施計画に基づき、藤沢市を訪れる選手・大会関係者・一般来場者をおもてなしの心で温かくお迎えし、藤沢の地がいつまでも記憶に残るよう藤沢市の観光・文化・特産等を広く紹介し、再訪のきっかけづくりを目的に必要な事項を定める。

### 2 実施内容

区分	内容
選手等への記念品の配布	参加選手・監督に藤沢市オリジナル記念品の配布
食のおもてなし	交流大会会場で地元食材を活用した無料ふるまいコーナーの設置
ドリンク提供	交流大会会場で無料ドリンクコーナーを設置し、選手・来場者へ無料提供。なお、提供にあたっては、環境に配慮した紙製の容器等の使用を検討する。
歓迎装飾	交流大会会場でポスター、のぼり旗、横断幕、会場案内看板等の設置
総合案内	交流大会会場で総合案内所を設置し、交通案内・観光案内等を行う
観光PR	交流大会会場で地元特産品等の販売 観光PRブース設置及び観光パンフレット等の配布

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止又は内容を変更する場合がある。

## ねんりんピックかながわ2022 藤沢市 未病改善教室実施計画

### 1 目的

この実施計画は、ねんりんピックかながわ2022藤沢市基本計画及びねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会実施計画に基づき、ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会会場における未病改善教室について必要な事項を定める。

### 2 実施内容

ねんりんピックかながわ2022の開催を通して、選手・監督のみならず、一般来場者にも健康管理や健康づくりの大切さを啓発するため、次の内容を実施する。

- (1) 健康測定器具を用いた健康測定
- (2) 専門職による健康相談
- (3) 関係団体によるケアスポットコーナーの設置
- (4) その他、健康づくりに関すること

※先催市の事例を参考に参加者に効果的な内容とする。

## ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市 開始式・表彰式等実施計画

### 1 目的

この実施計画は、ねんりんピックかながわ2022藤沢市基本計画に基づき、ねんりんピックかながわ2022藤沢市開始式・表彰式等について必要な事項を定める。

### 2 開始式

#### (1) 日程及び会場

種目	開催日時	開催場所	参加予定人数
ゲートボール	2022年11月13日(日) 午前9時45分～10時30分	県立スポーツセンター 陸上競技場	1,620人
ソフトバレー ボール	2022年11月12日(土) 午後4時30分～5時30分	県立スポーツセンター スポーツアリーナ1	657人

#### (2) 実施内容

- ・ 歓迎アトラクション
- ・ 開式通告
- ・ 開会宣言
- ・ 大会会長挨拶
- ・ 歓迎のことば
- ・ 特別表彰（最高齢者賞，高齢者賞，藤沢市特別賞）
- ・ 選手宣誓
- ・ 閉式通告 など

### 3 表彰式及び閉会式

#### (1) 日程及び会場

種目	開催日時	開催場所
ゲートボール	2022年11月14日(月) 午後4時～4時30分	県立スポーツセンター 陸上競技場
ソフトバレー ボール	2022年11月14日(月) 午後4時30分～5時	県立スポーツセンター スポーツアリーナ1

#### (2) 実施内容

- ・ 開式通告
- ・ 成績発表
- ・ 表彰
- ・ 大会会長挨拶
- ・ 終了宣言
- ・ 閉式通告 など

### 4 その他

天候や競技進行状況等により、時間及び内容を変更する場合があります。

## ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市開催交流大会 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止計画

### 1 目的

この計画は、ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会実施計画に基づき、ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策について必要な事項を定める。

### 2 開催可否等の判断

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う開催可否等の判断については、ねんりんピックかながわ2022の主催者の判断に従う。ただし、各会場で判断が求められるものについては、本市の感染状況や他の会場の動向等を踏まえ、ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会で判断する。

### 3 ガイドラインの遵守

感染拡大防止対策の実施においては、次のガイドラインを遵守する。ねんりんピックかながわ2022の主催者から別に指示がある場合は、それに従う。

- (1) スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）
- (2) 新型コロナ感染予防モデル大会実施マニュアル（公益財団法人日本ゲートボール連合）
- (3) 大会運営ガイドライン（公益財団法人日本バレーボール協会）
- (4) 県立スポーツセンター新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン（神奈川県立スポーツセンター）

### 4 大会関係者・観客への周知

ねんりんピックかながわ2022の主催者等と連携し、ホームページやSNS、交流大会会場内への貼り紙等により、感染拡大防止対策について周知を行う。



## ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会 おもてなしボランティア募集要綱

### 1 目的

ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会（以下「交流大会」という。）において、より多くの市民が交流大会に参加し、全国から集まる選手・来場者等をおもてなしの心で温かく歓迎するとともに、交流大会の円滑な運営を図るため、ボランティアの募集・活動について必要な事項を定める。

### 2 募集主体

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

### 3 募集人数

70人程度

### 4 活動

#### （1）活動期間

2022年11月12日（土）～14日（月）

※ 上記期間のうち、1人あたり2～3日間（1日あたり5時間程度）の活動を基本とする。ただし、申込人数等の状況により、1日間のみの活動となる者が生じる可能性がある。

#### （2）活動時間

1日あたり5時間程度

※ 活動時間には休憩時間を含む。また、活動時間の前後にミーティングを実施する場合がある。

※ 2シフト制（①午前8時～午後1時、②午後1時～6時）を予定（ただし、12日は②午後1時～6時のみ）。

#### （3）活動場所

神奈川県立スポーツセンター敷地内及びその周辺、主要駅

※ 主要駅（善行駅・藤沢駅・湘南台駅）は12日のみ活動予定。

#### （4）活動内容

選手・来場者等へのドリンク提供、会場内外での案内誘導等

## 5 募集

### (1) 募集期間

2022年4月8日（金）～6月20日（月）

### (2) 応募資格

次のア～エをすべて満たす方

ア 「チームFUJISAWA2020」の会員である方

イ 2007年4月1日以前に生まれた方（申込時に18歳未満の場合は、保護者の同意が得られている方）

ウ 藤沢市内に在住又は通勤、通学している方

エ 活動期間3日間のうち、2日間以上参加できる方

### (3) 応募方法

藤沢市近隣のボランティア募集サイト「チームFUJISAWA2020」において応募のうえ、「ボランティア参加申込書」をメール・FAX・郵送・持参により提出する。なお、応募は個人単位又はペア単位（2人1組）とする。

### (4) 選考方法

応募多数の場合は、抽選で採用者を決定する。抽選結果は申込者全員に対し、6月30日（木）までに通知する。

## 6 事前説明会

大会に関する認識を深め、大会の円滑な運営を行えるよう、事前説明会を10月頃に実施する。

## 7 待遇

### (1) 報酬等

- ・ 報酬は、無報酬とする。
- ・ 活動期間中の活動日における滞在地から活動場所までの交通費については、その相当額を実行委員会が支給する。
- ・ ボランティア用の識別品（服飾等）は、実行委員会が支給又は貸与する。
- ・ 弁当は、支給しない。

### (2) 保険

実行委員会の負担により、ボランティア傷害保険に加入する。

## 8 個人情報

申込者の個人情報については、藤沢市個人情報の保護に関する条例その他関係法令の規定に基づき、市実行委員会が厳重に管理する。また、申込者の個人情報は、市実行委員会が主催する大会運営のために使用し、その他の目的には使用しない。

## 9 注意事項

- ボランティア活動中の映像・写真・記事・記録等の、テレビ・新聞・雑誌・インターネット、記録誌等への掲載権・肖像権は、市実行委員会に帰属する。
- ボランティア活動にあたって、参加者は、マスクの着用、手指消毒の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策を行う。
- 募集要項に記載の内容は変更になる可能性がある。

以 上

## ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市売店設置要綱

### 1 趣旨

この要綱は、「ねんりんピックかながわ2022」（以下、「大会」という。）において、ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が交流大会会場に設置する売店の設置、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置会場、期間等

売店を設置する会場、期間及び開設時間は次のとおりとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

種目	設置会場	設置日	開設時間（予定）
ゲートボール	県立スポーツセンター	2022年11月13日（日）	10:30～16:30
		11月14日（月）	8:00～16:30
ソフトバレーボール	ツセンター	11月13日（日）	9:00～16:30
		11月14日（月）	9:00～16:30

### 3 出店数、出店位置及び規模

売店の出店数及び出店位置は市実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり20㎡（2間×3間のテント1張）以内とする。ただし、出店状況等にに応じて、市実行委員会はこれを調整することができる。

### 4 経費の負担

売店の出店料は無料とする。ただし、運営に要する経費及び必要な備品等（市実行委員会準備品を除く）は、出店者負担とする。

### 5 取扱品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) ねんりんピック関連グッズ

ねんりんピック標章，ねんりんピックかながわ2022ロゴマーク又は大会マスコット「かながわキンタロウ」等を利用した商品であり，権利者に利用許諾を得ているもの。

(3) 観光物産品

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので，容器包装等により衛生的な措置が講じられ，法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は，簡素な調理，加工のみとし，あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して，提供直前に加熱処理を行う程度のものであること。

(5) 宅配便

(6) その他，市実行委員会が必要又は適当と認めたもの。

## 6 出店者条件

売店の出店者は原則として，次の(1)かつ(2)に該当する者で，市実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上，藤沢市に店舗を有して営業をしている者（飲食物調理出店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者）

イ 大会に関連するスポーツ用品販売業者，ねんりんピック関連グッズ，観光物産品又は飲食物に係る関係団体等

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

エ 過去の全国健康福祉祭（リハーサル大会を含む。）に出店実績がある者

オ 競技主管団体の推薦がある者

カ ア～オに掲げる者のほか，市実行委員会が認めた者

(2) 次の条件すべてに該当する者

ア 前述2に規定する期間中，継続して出店することができる者。ただし，障

害者支援施設については、この限りではない。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けている者。

ウ 営業店舗が、出店申請の日からさかのぼって過去1年間法令等に違反して処分を受けていない者。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間食中毒等における行政処分歴がない者。

オ 申請書提出時点において、納付すべき国税及び地方税に滞納がない者。

カ 藤沢市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等という。」）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではない者。

キ 販売員として、暴力団員等を使用し又は雇用していない者。

## 7 出店者の運営の基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、市実行委員会の指示に従うものとする。また、感染症対策に配慮して運営するものとする。

### (1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の指導内容を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質に作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

### (2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

## 8 運営設備等

売店出店に伴う設備等は、次のとおりとし、市実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、市実行委員会はこれを変更できるものとする。

(1) テント（2間×3間）1張

(2) 長机6台

### (3) 椅子4脚

なお、市実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

## 9 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、「出店申請書（様式第1号）」を市実行委員会に提出するものとする。

### (1) 出店概要書（様式第2号）

### (2) 売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）

### (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

### (4) 取扱い食品及び調理販売方法（様式第5号）

※飲食物・現場調理品提供者のみ

### (5) 営業許可書等の写し

### (6) 藤沢市税の完納証明書又はその写し

（提出日から3か月以内に発行されたもの）

### (7) 直近の事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について

未納のないことの証明書（国税通則法における納税証明書その3の2又はその3の3）又はその写し（提出日から3か月以内に発行されたもの）

### (8) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証の写し等）

### (9) 出店許可証等、出店実績を確認することができる書類（「6 出店者条件」(1) エに該当する場合に限る）

### (10) その他、市実行委員会で必要に応じて提出を求めるもの

## 10 出店者の選定

市実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要綱に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、観光物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が、「3 出店数、出店位置及び規模」で示した各会場の店舗数を超えたときは、観光物産品のPR及び障害者支援施設の出店又は各競技主管団体の推薦者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。

また、市実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

#### 1 1 出店許可証の交付

市実行委員会は出店者として選定した者に対し、「出店許可証（様式第6号）」を交付するものとする。

#### 1 2 許可書の写しの届出

営業許可を必要とする出店者については、営業許可書の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

#### 1 3 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要綱に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

#### 1 4 売店責任者

- (1) 出店者は、当該販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し販売員の指導に努めなければならない。

#### 1 5 禁止事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸、若しくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売り、呼込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、市実行委員会が観光物産品と認めたアルコール飲料はこの限りでない。



- (5) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障をきたす恐れのある行為をすること。

## 1.6 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日適宜各自で適正に処理すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物の販売する売店にあつては、ブース前に廃棄物容器を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別に交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として搬入車輛は、1売店1台とする。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服装は、清潔なものを着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (11) 天候の悪化等の事情により市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。

(13) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

(14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 1.7 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 1.8 事故等の発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたり実施本部へ連絡を行い、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 1.9 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。

(1) 関係法令及び本要綱に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営において不相当と認められたとき。

## 2.0 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 2 1 損害賠償

出店者及びその販売員は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

## 2 2 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初見込む収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (3) 前項の規定は、新型コロナウイルス感染症を理由として出店を自粛、又は、市実行委員会の要請により出店を中止した場合についても同様とする。

## 2 3 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報は、市実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 2 4 本要綱によらない設置及び運営

公募しても出店の申請がない場合又は交流大会を円滑に運営する上で競技団体から本要綱によらない設置運営について申入れがあり、市実行委員会が適当と認めた場合は、その出店に係る設置及び運営方法については、本要綱によらず、競技団体と市実行委員会において協議の上、決定する。

## 2 5 その他

この要綱に定めるもののほか、売店設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(様式第1号)

2022年 月 日

ねんりんピックかながわ2022

藤沢市実行委員会 会長 鈴木 恒夫

住所(所在地) \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 出店申請書

ねんりんピックかながわ2022において、藤沢市実行委員会が運営する会場内に、売店を出店したいので、ねんりんピックかながわ2022藤沢市売店設置要綱9の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場(交流大会種目名) 該当するものに○をしてください。

ゲートボール ・ ソフトバレーボール ・ どちらでもよい

### 2 添付書類

- (1) 出店概要書(様式第2号)
- (2) 売店従事者及び搬入搬出車両予定表(様式第3号)
- (3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- (4) 取扱い食品及び調理販売方法(様式第5号)※飲食物・現場調理品提供者のみ
- (5) 営業に関する許可証等の写し
- (6) 藤沢市税の完納証明書又はその写し(提出日から3か月以内に発行されたもの)
- (7) 直近の事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納のないことの証明書(国税通則法における納税証明書その3の2又はその3の3)又はその写し(提出日から3か月以内に発行されたもの)
- (8) 売店責任者及び販売員の本人確認書類(免許証の写し等)
- (9) 出店許可証等、出店実績を確認することができる書類(「6出店者条件」(1)エに該当する場合に限る)
- (10) その他、市実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの

(様式第2号)

出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称			
(ふりがな) 代表者役職名及び氏名			
所在地	〒 ー		
連絡先	【電話】 【FAX】 【Email】		
出店担当者	【氏名】 【携帯電話】		
業種			
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んで ください。)	スポーツ用品 ・ ねんりんピック関連グッズ ・ 観光物産品 ・ 飲食物 (製造加工品) ・ 飲食物 (現地調理品) ・ 宅配便 ・ その他 ( )		
ねんりんピック出店実績 (実績がある場合は証明書等 の写しを添付してください。)			
営業開始年月日	年 月 日	従業員 数	人
営業に関して取得した 許可等の種類 (許可証 等の写しを添付してく ださい。)	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無

次ページに続く。

(様式第2号)

設営持込備品一覧（市実行委員会設営備品以外）

備品名	規格等	持込目的

※発電機やプロパンガス等，火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。

販売商品

No	商品名	予定数量	販売価格	備考（製造責任者等）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(様式第3号)

売店従事者及び搬入搬出車両予定表

【商号又は名称： 】

1 売店従事者名簿

従業日	売店責任者	販売員		
11月13日				
11月14日				

※売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

※売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証等顔写真が添付された公的機関が発行したものの写し）を添付してください。

2 搬入搬出用車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は「2トントラック」「軽トラック」などを記入してください。

※搬入搬出のみで駐車不要の場合は「駐車場使用」は無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、駐車場を準備できない場合があります。

(様式第4号)

2022年 月 日

ねんりんピックかながわ2022

藤沢市実行委員会 会長 鈴木 恒夫

住所(所在地) \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 誓約書兼承諾書

ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および許可後の出店にあたり、「ねんりんピックかながわ2022藤沢市売店設置要綱」を遵守します。
- 2 藤沢市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属: \_\_\_\_\_

担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

FAX: \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_



(様式第5号)

取扱い食品及び調理販売方法

【商号又は名称： 】

取扱食品名	原材料	調理販売方法

(様式第6号)

ねん藤実 号  
2022年 月 日

様

ねんりんピックかながわ2022  
藤沢市実行委員会 会長 鈴木 恒夫

出 店 許 可 証

ねんりんピックかながわ2022の藤沢市開催交流大会会場内における売店の出店について次のとおり許可します。

商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。 2 売店設置運営に関しては、ねんりんピックかながわ2022藤沢市売店設置要綱及び関係法令を遵守すること。

## 令和3年度事業報告

### 1 各種会議の開催

#### (1) 総会

##### ア 設立総会・第1回総会

(2021年6月2日 ミナパーク)

- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会の設立について
- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会会則の制定について
- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市基本計画について
- ・令和3年度事業計画について
- ・令和3年度収支予算について
- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会運営委員会への委任事項について
- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催種目交流大会令和3年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱について

#### (2) 運営委員会

##### ア 第1回運営委員会

(2021年6月4日 藤沢市役所本庁舎)

- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会事務局規程の制定について
- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市リハーサル大会実施計画について
- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市広報実施計画について

##### イ 第2回運営委員会

(2021年11月19日 ミナパーク)

- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会実施計画
- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市協賛取扱要綱

##### ウ 第3回運営委員会

(2022年3月29日 藤沢市役所本庁舎)

- ・ねんりんピックかながわ2022藤沢市交流大会おもてなし・観光PR実施

## 計画

- ・ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市未病改善教室実施計画
- ・ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市開始式・表彰式等実施計画
- ・ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市開催交流大会新型コロナウイルス感染症感染拡大防止計画
- ・ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市開催交流大会おもてなしボランティア募集要綱
- ・ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市売店設置要綱

## 2 リハーサル大会の実施

ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催交流大会の開催に向け、次のとおりリハーサル大会を実施した。

### (1) 大会概要

#### 【ゲートボール】

大会名：a11かながわスポーツゲームズ神奈川県ゲートボール連合第12  
回市区町対抗ゲートボール大会兼ねんりんピックかながわ2022  
リハーサル大会

日 時：2021年11月25日（木）午前9時30分～午後4時10分

会 場：県立スポーツセンター陸上競技場、球技場1

参加チーム：28チーム

#### 【ソフトバレーボール】

大会名：ねんりんピックかながわ2022リハーサル大会

日 時：2021年12月19日（日）午前9時30分～午後4時45分

会 場：県立スポーツセンタースポーツアリーナ1

参加チーム：42チーム

### (2) 実施内容

#### ア 歓迎装飾

大会への参加者を歓迎するとともに、ねんりんピックのPR用横断幕、のぼり旗の設置。

ウェットティッシュやリーフレットなどのねんりんピック啓発グッズの配布。

#### イ 未病改善教室

藤沢市健康医療部健康づくり課協力により血圧・握力測定、野菜摂取量の測定、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による各種相談の実施。

#### ウ おもてなしコーナー

選手や役員向けの無料ドリンクコーナーの設置。なお、実施にあたっては、コカ・コーラボトラーズジャパン及び森を育む紙製飲料容器普及協議会の協力により実施し、また、環境に配慮した紙製の容器を一部使用。

#### エ ボランティアの活用

ソフトバレーボールのリハーサル大会において、ボランティアが10人参加し、受付や試合結果の記入、無料ドリンクの配布などを行った。なお、募集にあたっては東京2020大会のレガシーである「チームFUJISAWA2020」ポータルサイトを活用し、募集を行った。

#### オ 観光PR

大会参加者に観光パンフレットの配布した。

#### カ 救護所の設置

ソフトバレーボールのリハーサル大会において、実行委員会で救護所を設置し、看護師1人に従事を依頼。

### 3 広報活動の実施.

#### (1) イベント等での広報

日にち	活動内容
2021年11月14日(日)	スポーツまつりふじさわ2021 ・ゲートボール及びソフトバレーボール体験コーナーを設置 ・のぼり旗を掲出し、広報物品の配布。
2021年11月20日(土)	ふじさわ健康マルシェ2021 ・リーフレットの配布
2021年11月28日(日)	ふじさわパラスポーツフェスタ ・広報物品の配布。

日にち	活動内容
2022年2月18日（金）	遠藤地区あなたの人生会議 ・ 広報物品の配布
2022年2月20日（日）	明治地区社会福祉協議会講演会 健康寿命を延ばそう ・ 広報物品の配布
2022年2月24日（木）	認知症 ALL ふじさわ合同ミーティング ・ 広報物品の配布
2022年2月26日（土）	明治地区郷土づくり推進会議「ハイツミニ健康講座」 ・ 広報物品の配布
2022年3月～	いきいきシニアセンター（やすらぎ荘、湘南なぎさ荘、こぶし荘）でのサークル活動等での広報物品の配布。
2022年3月13日（日）	みなと春マルシェ ・ 特設ブースでの広報物品の配布
2022年3月19日（土）	湘南&MAMACO ファミリーフェスタ2022 ・ 特設ブースでの広報物品の配布
2022年3月24日（木）	明治公民館サークル研修会 ・ 広報物品の配布
2022年3月26日（土） ～31日（木）	善行地区郷土づくり推進会議活動報告展示発表
2022年3月30日（水） ・ 31日（木）	みらいをひらく ワクワク！体験ひろば ・ 特設ブースでの広報物品の配布

## （2）印刷物による広報

- ・ 2021年11月25日号広報ふじさわに本番大会の日程等を掲載。
- ・ 藤沢商工会議所会報「みなばーく」2021年12月号に記事掲載。

### (3) 実行委員会ホームページの作成及び公式ツイッターの実施

藤沢市のホームページ内に藤沢市実行委員会のページを作成し、情報発信を行う。また、藤沢市実行委員会公式ツイッターを開設し、SNS世代の若者に向けた情報発信を行う。

- ・ 藤沢市実行委員会ホームページ：

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/sports/nenrin2022fujisawa.html>



- ・ 公式ツイッターアカウント：@sports\_fujisawa




### (4) 藤沢市実行委員会オリジナルPR動画の作成

ねんりんピックかながわ2022実行委員会で作成しているPR動画に使用するため、競技団体等の協力により撮影したオリジナルソングに合わせたダンスの映像について、藤沢市の部分のみを藤沢市実行委員会独自で編集し、オリジナル動画を作成。

リニューアルされた藤沢駅北口地下通路で映像を流し、また、YouTubeでの配信を行う。

### (5) 各種広報物品の作成

作成物	作成数
オリジナルチラシ	10,000枚
手提げ型クリアファイル	6,000枚
ウェットティッシュ	3,000個
缶バッジ	1,600個

作成物	作成数
ボールペン	1,600本
市実行委員会封筒	長形3号 2,000枚 角形2号 1,000枚
リーフレット	1,000部
エコバッグ	500個
オリジナルのぼり旗	200枚
のぼり旗（県と同じデザイン）	20枚
藤沢市職員用名刺フォーマット	データ作成のみ 
県デザインポスター	70枚
横断幕 （市役所本庁舎及び県立スポーツセンターに掲出）	2枚
カウントダウンボード （市役所本庁舎及び県立スポーツセンターに設置）	2台

#### 4 競技主管団体へ補助金の交付

競技主管団体へ補助金を交付し、競技主管団体において審判員の養成や大会実施に向けた調整等の準備を行った。



## 令和3年度収支決算及び監査報告

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会令和3年度収支決算については、次のとおりである。

### 【収入】

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減	内容
市負担金	4,000,000	3,436,450	△563,550	藤沢市負担金
県補助金	2,400,000	1,418,250	△981,750	ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会補助金
雑収入	0	13	13	預金利子
合計	6,400,000	4,854,713	△1,545,287	

### 【支出】

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減	内容
実行委員会運営費	900,000	848,685	51,315	・総会、運営委員会開催費 ・事務局運営費
交流大会開催 準備費	3,000,000	2,861,055	138,945	・広報啓発グッズの作成 ・実施計画書作成業務委託費
リハーサル大会 運営費	1,500,000	618,852	881,148	・リハーサル大会開催経費
競技主管団体 準備費	1,000,000	526,121	473,879	・競技主管団体への補助金
合計	6,400,000	4,854,713	1,545,287	

## 監査報告書

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会  
会長 鈴木 恒夫 様

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会会則第16条の規定に基づき、令和3年度における決算について、収支予算書及びその他証拠書類等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

2022年 5月 11日

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会

監事 阿部 広治 印

監事 村上 尚 印

監事の承認の署名については、個人情報にあたるため、活字にて報告させていただきます。

なお、原本については、ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会で保管しています。

## 令和4年度事業計画（案）

### 1 各種会議の開催

#### (1) 総会

ア 第2回総会 2022年5月20日（金）

イ 第3回総会 2023年2月頃

### 2 交流大会の開催

#### (1) ゲートボール交流大会

##### ア 代表者会議

11月12日（土）午後3時15分～4時15分

県立スポーツセンター陸上競技場役員室

##### イ 開始式

11月13日（日）午前9時45分～10時30分

県立スポーツセンター陸上競技場

##### ウ 交流試合

1日目 11月13日（日）午前11時～午後4時10分 予選リーグ戦

2日目 11月14日（月）午前8時30分～11時 予選リーグ戦

午前11時40分～午後3時40分 決勝トーナメント

県立スポーツセンター陸上競技場、球技場1

##### エ 表彰式

11月14日（月）午後4時～4時30分

県立スポーツセンター陸上競技場

#### (2) ソフトバレーボール交流大会

##### ア 代表者会議

11月12日（土）午後3時15分～4時

県立スポーツセンタースポーツアリーナ2

##### イ 開始式

11月12日（土）午後4時30分～5時30分

県立スポーツセンタースポーツアリーナ1

##### ウ 交流試合

1日目 11月13日（日）午前9時30分～午後4時 予選リーグ戦

2日目 11月14日（月）午前9時30分～午後4時 順位別リーグ戦

## 県立スポーツセンタースポーツアリーナ1

### エ 表彰式

11月14日（月）午後4時30分～5時

## 県立スポーツセンタースポーツアリーナ1

### 3 未病改善教室の実施

- (1) 健康測定器具を用いた健康測定
- (2) 専門職による健康相談
- (3) 関係団体によるケアスポットコーナーの設置

### 4 おもてなし・観光PRの実施

- (1) 選手等への記念品の配布
- (2) 地元食材を活用した無料ふるまいコーナーの設置
- (3) 無料ドリンクコーナーの設置
- (4) のぼり旗や横断幕等による歓迎装飾
- (5) 地元特産品等の販売及び観光PRブースの設置

### 5 広報・啓発活動の実施

- (1) PRグッズの作成、配布
- (2) 各種イベント会場における広報活動の実施等
- (3) 広報ふじさわへの記事掲載
- (4) 藤沢市ホームページによる情報発信

### 6 関係機関・団体等との連絡調整

- (1) 県実行委員会との連絡調整
- (2) 各種目主管団体や会場管理者との連絡調整
- (3) 関係機関、関係団体との連携

### 7 競技主管団体へ補助金の交付

- (1) 競技主管団体へ交流大会開催準備に係る経費に対する補助金の交付

### 8 大会の記録

- (1) 大会報告書の作成

## 令和4年度収支予算

令和4年度収支予算については、年度当初に県実行委員会への補助金交付申請等を行う必要があり、実行委員会総会を招集するいとまがなかったため、ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会会則第12条第1項の規定に基づき、専決処分を行った。そのため、同条第2項の規定により、総会の承認を求めるもの。

## 【収入】

(単位：円)

区分	予算額	内容
市負担金	35,036,000	藤沢市負担金
県補助金	38,221,000	ねんりんピックかながわ2022 実行委員会補助金
合計	73,257,000	

## 【支出】

(単位：円)

事業名	予算額	内容
管理運営事業	9,984,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会等の開催経費、事務局運営費</li> <li>スタッフ消耗品費等</li> </ul>
歓迎装飾事業	3,497,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援、歓迎用のぼり等の作成</li> <li>開催会場告知看板設置業務委託料等</li> </ul>
交流大会開催事業	58,248,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流大会実施に要する経費 (ゲートボール、ソフトバレーボール)</li> </ul>
競技主管団体事業	989,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流大会の実施検討会議に要する経費</li> <li>審判員、役員等の養成に関する経費等</li> </ul>
予備費	539,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備費</li> </ul>
合計	73,257,000	

ねんりんピックかながわ2022 藤沢市開催種目交流大会

令和4年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会会長（以下「会長」という。）は、藤沢市で開催するスポーツ交流大会の円滑な運営を図るため、競技主管団体が行う準備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において、当該補助事業の実施に必要な経費の全部又は一部について補助金を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、藤沢市補助金交付規則（昭和35年7月28日規則第11号）の規定を準用する。

（補助金の交付の対象）

第2条 補助の対象となる事業の区分、経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（補助金交付申請）

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長の定める期日までに会長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第4条 会長は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定が正しいか等を調査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかにその旨を補助金交付決定通知書（第4号様式）により交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）に通知するものとする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 会長は、補助金を交付することが不適切と認めたときは、速やかにその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 会長は、補助金の交付の決定をする場合、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容、経費又は執行計画の変更(会長が認める軽微な変更を除く。)をする場合は、会長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

2 会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に規定する条件のほか、必要な条件を付し、又は指示することができる。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定団体は、第4条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知書の受領から30日以内において書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第7条 会長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項に規定する事情の変更により特別の必要が生じたときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 天災地変等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 交付決定団体が補助事業を遂行するために必要な手段を使用するこ

とができない、又はその他の事由により補助事業を遂行することが困難なとき（交付決定団体の責めに帰すべき事情による場合を除く。）。

3 会長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金を交付することができる。

（1）補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費。

4 会長は、第1項の規定による処分をした場合は、書面により当該処分に係る交付決定団体に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第8条 交付決定団体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他会長の指示及び処分に従って、補助事業を行わなければならないが、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

（補助事業の変更等に係る承認の申請等）

第9条 交付決定団体は、補助事業の内容、経費又は計画の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく補助事業変更申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）変更後の事業計画書（第2号様式）

（2）変更後の収支予算書（第3号様式）

（3）その他会長が必要と認める書類

2 交付決定団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業中止（廃止）申請書（第6号様式）を会長に提出してその承認を受けなければならない。

3 交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出して、その指示を受けなければならない。



4 会長は、第1項若しくは第2項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合は、その内容を調査し、補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかにその旨を書面により当該交付決定団体に通知するものとする。

5 会長は、補助金の交付決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかにその旨を交付決定団体に通知するものとする。

(状況報告等)

第10条 交付決定団体は、必要に応じ補助事業の遂行状況を会長に報告しなければならない。

2 会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じその職員に交付決定団体の書類、帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくはその関係者に質問させることができる。

(補助事業の遂行命令)

第11条 会長は、交付決定団体の報告等により、当該補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該交付決定団体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 会長は、交付決定団体が前項の命令に違反したときは、交付決定団体に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定団体は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第8号様式)

(2) 収支決算書(第9号様式)

(3) 証拠書類の写し

(4) その他会長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、会長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 会長は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合において、

当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、書面により当該交付決定団体に対し通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 会長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これを適合させるための措置をとるべきことを交付決定団体に対して命ずることができる。

(補助金の交付の時期)

第15条 補助金は、第13条の規定により確定した額又は補助事業の実績に基づき精算額で交付の決定をした額を補助事業完了後に交付するものとする。

2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金精算払請求書(第10号様式)を会長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、会長が補助事業の目的又は内容の性格上その補助事業等の完了前に交付することが適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払の方法により補助事業の完了前に交付することができる。

4 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第11号様式)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令又はこの要綱に基づく会長の処分に違反したとき。

(5) その他不正の行為があると認められるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 交付決定団体は、第1項の規定による取消しが行われた場合は、取り消された部分に係る補助金の交付の請求又は損害賠償の請求をすることができない。

(補助金の返還)

第17条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定団体に対し、期限を定めてその超過額の返還を命ずるものとする。

2 会長は、交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該交付決定団体に対し、期限を定めて、その超過金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第18条 交付決定団体は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、これらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月20日から施行し、令和4年度に係る補助金に適用する。

別表（第2条関係）

補助の対象		補助限度額	
事業区分	経費		
競技主管団体 準備事業	・ 競技主管団体が実施する次の事業について、委員会が補助する場合において、当該補助に要する経費	左欄に掲げる経費の合計の10分の10以内とし、競技に応じて次の金額を限度とする。	
	1 交流大会の実施検討会議等に要する経費		
	2 審判員、役員、補助員等の養成に要する経費		1 ゲートボール 508,000円
	3 役員編成等の連絡調整に要する経費		2 ソフトバレーボール 481,000円
	4 県・市実行委員会及び関係団体との連絡調整に要する経費		481,000円
5 その他必要となる経費			

※備考

1. 旅費に関しては、藤沢市職員の旅費に関する条例（昭和56年9月22日条例第9号）に準じた額を上限とする（ただし、高速道路使用料、駐車場料及び車両借上料が旅費に含めて算出できない場合には、「使用料及び賃借料」に計上すること。）。
2. 食事（弁当）代は対象外とする（ただし、審判員、役員、補助員の養成等に係る講師の昼食代を旅費に含めない場合は、対象とする。）。
3. 開催準備に関するものを対象とし、選手強化に関する費用は認めない。
4. その他、事業の実施に必要と認められる経費については、事前に委員会事務局と協議すること。

第1号様式（第3条関係）

## 補助金交付申請書

年 月 日

ねんりんピックかながわ2022  
藤沢市実行委員会  
会長 鈴木 恒夫 様

所在地

名称

代表者

令和4年度競技主管団体準備事業費補助金の交付を受けたいので、ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催種目交流大会令和4年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- |   |         |             |   |
|---|---------|-------------|---|
| 1 | 交付申請額   | 金           | 円 |
| 2 | 事業計画書   | 別紙様式第2号のとおり |   |
| 3 | 収支予算書   | 別紙様式第3号のとおり |   |
| 4 | 支払方法の希望 | 精算払 ・ 概算払   |   |

## 事業計画書（変更事業計画書）

（単位：円）

事業区分	事業計画の内容	
	計画の詳細（時期、場所、参加人数等）	所要経費
競技主管 団体準備 事業		
	合 計	

（注） 1. 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

第3号様式（第3条関係）

## 収 支 予 算 書（変更収支予算書）

1 収 入

（単位：円）

科 目	予算額	摘要
実行委員会補助金		
その他の収入		
収 入 計		

2 支 出

（単位：円）

科 目	予算額	摘要
1 競技主管団体準備事業		
ア 競技主管団体準備事業費		
支 出 計		

（注） 1. 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入してください。

## 補助金交付決定通知書

ねん藤実第 号  
年 月 日

様

ねんりんピックかながわ2022  
藤沢市実行委員会  
会長 鈴木 恒夫 ㊟

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和4年度  
競技主管団体準備事業費補助金については、次のとおり交付することに決  
定したので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付金支払方法 精算払 ・ 概算払
- 3 交付条件
  - (1) 補助事業の内容、経費又は執行計画の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、会長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告しその指示を受けること。



第 5 号様式（第 9 条関係）

## 補助事業変更申請書

年 月 日

ねんりんピックかながわ 2022  
藤沢市実行委員会  
会長 鈴木 恒夫 様

所在地

名称

代表者

年 月 日付け ねん藤実第 号で交付決定が  
ありました令和 4 年度競技主管団体準備事業費補助事業を次のと  
おり変更したいので、ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市開  
催種目交流大会令和 4 年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱  
第 9 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付決定額 金 円

2 変更後の交付申請額 金 円

3 変更の理由及び内容

4 変更後の事業計画書 別紙様式第 2 号のとおり

5 変更後の収支予算書 別紙様式第 3 号のとおり

第 6 号様式（第 9 条関係）

## 補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日

ねんりんピックかながわ 2022  
藤沢市実行委員会  
会長 鈴木 恒夫 様

所在地

名称

代表者

年 月 日付け ねん藤実第 号で交付決定が  
ありました令和 4 年度競技主管団体準備事業費補助事業を次のと  
おり中止（廃止）したいので、ねんりんピックかながわ 2022  
藤沢市開催種目交流大会令和 4 年度競技主管団体準備事業補助金  
交付要綱第 9 条第 2 項の規定により申請します。

中止又は廃止の理由

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

## 補助事業実績報告書

年 月 日

ねんりんピックかながわ 2022  
藤沢市実行委員会  
会長 鈴木 恒夫 様

所在地

名称

代表者

年 月 日付け ねん藤実第 号で交付決定が  
ありました令和 4 年度競技主管団体準備事業費補助事業を次のと  
おり実施したので、ねんりんピックかながわ 2022 藤沢市開催  
種目交流大会令和 4 年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱第  
1 2 条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業の成果
- 2 補助事業の完了年月日
- 3 事業実績書 別紙様式第 8 号のとおり
- 4 収支決算書 別紙様式第 9 号のとおり

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

## 事業実績書

名 称  
代表者

（単位：円）

事業区分	事業の内訳（時期・場所・参加人数等）	支出の内訳
競技主管 団体準備 事業費		
	小 計	
	合 計	

## 収 支 決 算 書

名 称

代表者 \_\_\_\_\_

### 1 収 入

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増減	摘要
実行委員会補助金				
その他の収入				
収 入 計				

### 2 支 出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増減	摘要
1 競技主管団体準備事業				
ア 競技主管団体準備事業費				
支 出 計				

第 1 0 号様式（第 1 5 条関係）

## 補助金精算払請求書

年 月 日

ねんりんピックかながわ2022  
藤沢市実行委員会  
会長 鈴木 恒夫 様

所在地  
名称  
代表者

年 月 日付け ねん藤実第 号で補助金額確定通知がありました令和4年度競技主管団体準備事業費補助金について、次の金額を交付されるよう、ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催種目交流大会令和4年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により請求します。

請求額	金	円
内訳 交付確定額	金	円
交付済額	金	円
精算請求額	金	円

(振込先)

金融機関名及び支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
ふりがな 口座名義	

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

## 補助金概算払請求書

年 月 日

ねんりんピックかながわ 2 0 2 2  
藤沢市実行委員会  
会長 鈴木 恒夫 様

所在地  
名称  
代表者

年 月 日付け ねん藤実第 号で補助金額確定通知がありました令和 4 年度競技主管団体準備事業費補助金について、次の金額を概算払により交付されるようねんりんピックかながわ 2 0 2 2 藤沢市開催種目交流大会令和 4 年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱第 1 5 条第 4 項の規定により請求します。

請求額	金	円
内訳 交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円

(振込先)

金融機関名及び支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
ふりがな 口座名義	